



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 2
- 沖縄空手会館の利用料金及び観覧料の承認（空手振興課）…………… 3
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・5件（中部土木事務所）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立沖縄水産高等学校）…………… 10

告 示

沖縄県告示第359号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣島土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 野呂水第2地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和元年10月4日

沖縄県告示第360号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県県民の森の利用料金を承認した。

令和元年10月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県県民の森
- 2 指定管理者 名護市宇佐茂佐913番地の2 沖縄北部森林組合
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設

施設		利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 1,000円
	日帰り	1区画につき 450円

パークゴルフ場	1人1時間につき 400円
広場（スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。）	1面1時間につき 600円
研修室	1時間につき 500円
シャワー室	1回につき 100円

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 2,000円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 200円
	一般・学生	1人1時間につき 300円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 350円
	一般・学生	1人1時間につき 700円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 90円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 190円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 100円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 200円

備考

- 「宿泊」とは、午後2時から翌日の午後2時までの利用をいう。
- 「日帰り」とは、午前10時から午後5時までの利用をいう。
- 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき800円、日帰り利用にあつては1区画につき350円とする。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,500円とする。

沖縄県告示第361号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和元年10月15日から同月29日まで沖縄市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和元年10月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 発起人の住所及び氏名 沖縄市海邦1丁目6番30号 平安名常雄、沖縄市字大里76番地の15 馬上忠
- 加入区 沖縄加入区
- 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 沖縄市漁業協同組合

沖縄県告示第362号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第15条第3項及び第21条第3項において準用する第15条第3項の規定により、次のとおり沖縄空手会館の利用料金及び観覧料を承認した。

令和元年10月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄空手会館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 3 利用料金及び観覧料の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額
 - (1) 施設利用料金
 - ア 道場施設

区分				利用料金の額				
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
道場	専用 利用	空手道・古武道の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	7,580円	7,580円	15,160円	2,080円
				一般・学生	9,240円	9,240円	18,500円	2,540円
				高齢者	7,580円	7,580円	15,160円	2,080円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				
	その他 の催物 に利用 する場 合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	12,580円	12,580円	25,160円	3,460円	
			営利を目的とする場合	52,100円	52,100円	104,200円	14,320円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				
備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。								
共用 利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）		900円		
	一般・学生	1人1回につき	160円	回数券（11枚）		1,600円		
	高齢者	1人1回につき	90円	回数券（11枚）		900円		
鍛錬室	専用 利用	1時間につき 410円						
		共用 利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）		900円
	一般・学生		1人1回につき	160円	回数券（11枚）		1,600円	
	高齢者		1人1回につき	90円	回数券（11枚）		900円	
研修室	専用 利用	1室1時間につき 430円						
		共用 利用	児童・生徒	1人1回につき	90円	回数券（11枚）		900円
	一般・学生		1人1回につき	160円	回数券（11枚）		1,600円	

	高齢者	1人1回につき 90円	回数券(11枚) 900円
控室	1室1時間につき 90円		
会議室	1時間につき 180円		
シャワー ルーム	1回につき 100円		

イ その他施設

区分		利用料金の額				
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専用利用	屋外鍛錬場	1,720円	1,720円	3,440円	470円	
	特別道場前庭	820円	820円	1,650円	230円	
	特別道場	空手道・古武道の催物に利用する場合	1日につき 33,000円			
		その他の催物に利用する場合	1日につき 49,500円			

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備(冷房設備を除く。)の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	320円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	110円
音響器具	スピーカー	1式	1,100円
	コンデンサーマイク	1本	550円
	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円
	ダイナミックマイク	1本	110円
	ビデオテープレコーダー	1台	320円
	DVDプレーヤー	1台	550円
	CD、MDプレーヤー	各1台	320円
照明器具	ポーターライト	1列	320円
	サスペンションライト	1列	550円
	ライトバトン	1式	550円
	センターライトバトン	1式	1,300円
その他	液晶プロジェクター	1台	550円
	オーバーヘッドカメラ	1台	550円

スクリーン	1 台	110円
空手マット	1 式	1,100円
電光得点表示器	1 式	550円
空手武具	1 式 1 日につき	50円
展示用パネル	1 台	50円
長机	1 台	50円
椅子	1 脚	10円

備考 附属設備利用料金の額（空手武具の利用料金の額を除く。）は、4時間ごとの額とする。

イ 冷房設備の利用料金

区分	単位	利用料金の額
道場	1 時間につき	2,750円
鍛錬室	1 時間につき	320円
研修室	1 室 1 時間につき	320円
控室	1 室 1 時間につき	110円
会議室	1 時間につき	110円

備考

- 「時間外」とは、9時前又は17時後に施設を利用する場合をいう。
- 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

(3) 撮影者利用料金

区分	利用料金の額（1日につき）
業として写真を撮影する場合	430円
業として映画を撮影する場合	9,920円

5 観覧料の額

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	100円	80円
高校生及び大学生	210円	170円
一般	310円	250円

備考

- 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 「高校生及び大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生その他これらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、「小学生及び中学生」及び「高校生及び大学生」のいずれにも該当しない者（小学

校就学の始期に達するまでの者を除く。)をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合をいう。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者からは観覧料を徴収しない。

沖縄県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県上木建築部道路管理課及び沖縄県北部上木事務所において、令和元年10月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 13号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字豊原豊原原79番地1から 名護市字久志川内原1046番地2まで	8.6m ～ 36.9m	1,868.7m
新	名護市字豊原豊原原79番地1から 名護市字久志川内原1046番地2地先まで	13.0m ～ 65.9m	1,868.7m

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月25日 沖縄県指令中土第3022号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字和仁屋浜田原261番10、261番42、261番43、261番53及び261番41
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字仲順7番地コーポ加奈102号 城間理
- 5 検査済証番号 令和元年8月8日 C第418号
- 6 工事完了年月日 令和元年7月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県中部上木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年9月18日 沖縄県指令中土第2706号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜上前原251番3及び188番3それぞれの一部並びに188番3地先及び251番3地先
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市比屋根三丁目10番22号オアシスグリーンサイト106号 神谷一成
- 5 検査済証番号 令和元年8月14日 C第419号
- 6 工事完了年月日 令和元年6月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月26日 沖縄県指令中上第1360号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長桃原205番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝695番地の2（ハイムハピネス101号） 城間英人
- 5 検査済証番号 令和元年8月6日 C第420号
- 6 工事完了年月日 令和元年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月11日 沖縄県指令中土第3635号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原447番14及び447番17
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市愛知三丁目16番30-201号フラワーヒルズヒガ 宮里 健、宜野湾市愛知三丁目16番30-201号フラワーヒルズヒガ 宮里 明子
- 5 検査済証番号 令和元年8月28日 C第421号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月19日 沖縄県指令中上第3657号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間奥間原137番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間367番地テラスハウスオブ奥間103号 照喜名朝和
- 5 検査済証番号 令和元年9月3日 C第422号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月16日 沖縄県指令南土第603号、令和元年7月29日 沖縄県指令南土第362号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川上原251番1ほか14筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川254番地 花城正子
- 5 検査済証番号 令和元年9月11日 N第973号

6 工事完了年月日 令和元年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月5日 沖縄県指令南土第907号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原255番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜志254番地2 仲西智志
- 5 検査済証番号 令和元年9月13日 N第974号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月13日 沖縄県指令南土第763号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原296番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高嶺446番地47豊見城団地市改良住宅D-210号 新垣美奈子
- 5 検査済証番号 令和元年9月13日 N第975号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月31日 沖縄県指令南土第852号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座大川原476番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1243番地の1メゾンM・K202号室 伊敷善一、糸満市字座波1243番地の1メゾンM・K202号室 伊敷環
- 5 検査済証番号 令和元年9月18日 N第976号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月29日 沖縄県指令南土第847号、平成31年1月11日 沖縄県指令南土第960号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里神里原7番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字田原251番地3 金城裕人
- 5 検査済証番号 令和元年9月19日 N第977号

6 工事完了年月日 令和元年9月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月25日 沖縄県指令南上第38号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原235番1及び237番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市字上原一丁目20番12-302号シュロス仲本 渡具知豊
- 5 検査済証番号 令和元年9月19日 N第978号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月8日 沖縄県指令南土第854号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原106番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平635番地1あらかきアパート1-A 前原淳次
- 5 検査済証番号 令和元年9月25日 N第979号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年4月18日 沖縄県指令南土第121号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原367番1、368番1、369番及び370番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区港南二丁目18番1号 株式会社ゼンショーホールディングス 代表取締役 小川賢太郎
- 5 検査済証番号 令和元年9月25日 N第980号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月15日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月3日 沖縄県指令南土第908号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘159番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字当銘159番地 金城茂訓
- 5 検査済証番号 令和元年9月19日 N第981号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月29日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年10月15日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 渡 久 山 英 雅

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 実習船「海邦丸五世」第三種中間検査及び一般修繕 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立沖縄水産高等学校 糸満市西崎一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月3日
- 4 落札者の名称及び所在地 サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号
- 5 落札金額 62,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年7月23日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---